

地域福祉ワーカー及び生活支援コーディネーターの 今後の方向性について

1 地域福祉ワーカーについて

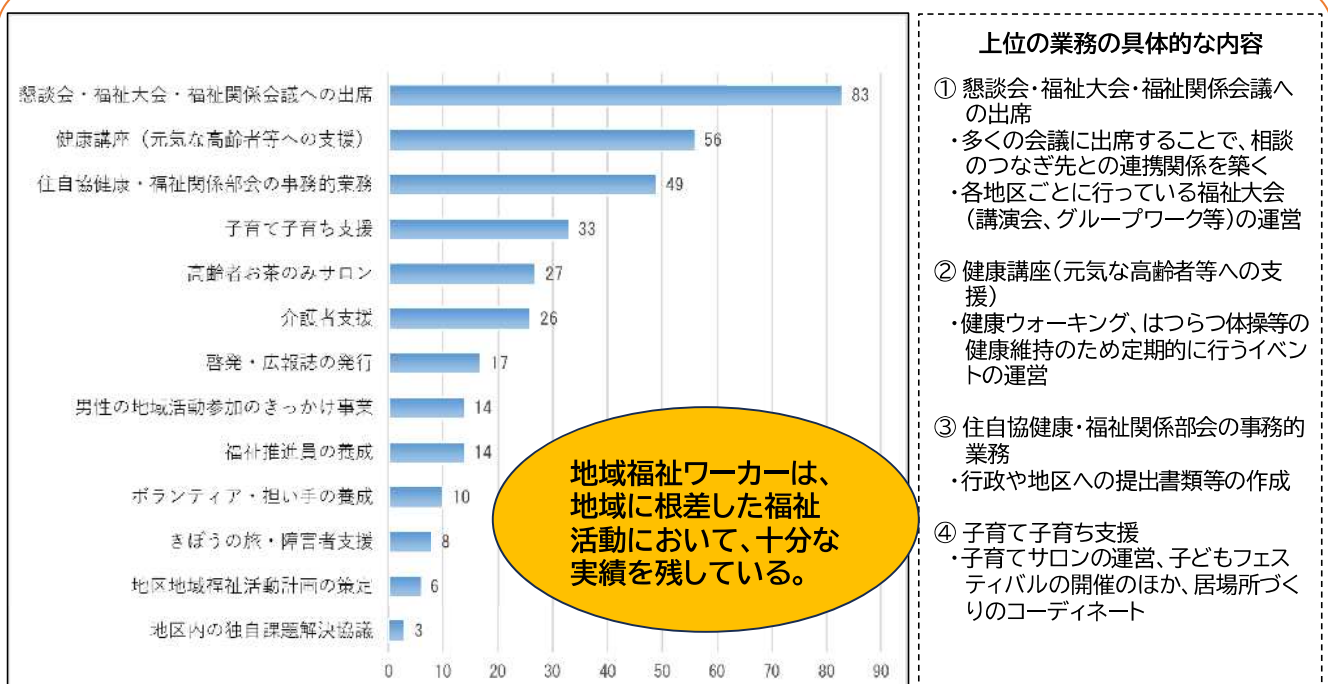
- ・「地域福祉ワーカー」は、第一次地域福祉計画に基づき、平成17年に地区社協に配置され、平成22年には、全地区で住民自治協議会が設立されたことに伴い、各住自協の職員として配置している本市独自の制度である。
- ・住民自治協議会32地区中29地区で、地域福祉の担い手として地域福祉ワーカーが雇用されている。
- ・地域福祉ワーカーが雇用されていない3地区においても、福祉関係の部会・委員会により地域福祉活動が行われている。
- ・地域福祉ワーカーは、地域包括支援センター等の専門機関、民生委員・児童委員や福祉推進員等の地域の福祉関係者と連携して、高齢者、障害者、子育て世帯等が、安心して自分らしくいきいきと暮らすことができるように、居場所づくり等、地域主体の福祉活動を創出・運営している。

2 生活支援コーディネーターについて

- ・平成27年の改正介護保険法では、高齢者が地域で暮らし続けるための体制整備として「生活支援コーディネーター」の配置が義務づけられた。
- ・その際、本市では、生活支援コーディネーターのうち、第1層コーディネーター(市単位)を地域包括ケア推進課に置き、第2層コーディネーター(地域単位)を、既存の地域福祉ワーカーに兼務させる体制とした。
- ・住民自治協議会へのアンケート(R元年)では、「介護保険制度の改正により地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり、専門性が増し、負担になっている」等の意見が挙げられている。

1

地域福祉ワーカーの主な業務実績



令和5年度地域福祉推進事業補助金実績報告による件数

2

地域福祉の推進体制に関する検討状況(庁内で調整中)

1 地域福祉ワーカーの今後の方向性

- ・住民自治協議会が、引き続き地域福祉ワーカー(又は地域福祉を担う職員)を雇用できるよう、市は、雇用するための経費として補助金交付の継続を検討する。
- ・生活支援コーディネーターは兼務せず、これまで行っていた地域独自の福祉活動を継続・発展させていただく。
- ・専門性のある活動、複雑で高度な調整については、生活支援コーディネーターに協力を求める。

2 生活支援コーディネーターの今後の方向性

- ・市は、第2層生活支援コーディネーター業務を各地域包括支援センターへ委託することを検討する。
※介護保険給付の将来推計等のデータを活用し、地域に必要なサービスの立ち上げなど、専門性のある業務を行う。
- ・地域福祉ワーカー(又は地域福祉を担う職員)を支援する。

3 次期地域福祉計画への位置づけ

- ・両者の活動は、地域福祉を推進する上でたいへん重要であり、これまでも十分な実績を残してきていることから、令和9年度から始まる第五次地域福祉計画に明示し、地域及び市が連携を図りながら取り組む。

3

【参考】地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの業務分担イメージ



4

WG(ワーキンググループ)での検討について

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務については、以下の基本的な考え方等に基づき、令和6年5月から計4回WGを開催して検討を行った。WGでは、見直しの方向性(案)をとりまとめたものである。

◆WGの基本的な考え方

<住民自治リフレッシュプロジェクトの基本方針>

- ・住民と行政との適切な役割分担を明確にします。
- ・住民自治活動の量と質の見直しにつなげます。
- ・見直しについては、住民の皆さんと一緒に実施します。

◆WGのミッション

「住民と市との協働の見直しについて具体的な方向性」を示す

◆地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務の現状

- ・専門性の高い福祉業務が負担
- ・住民にしかできない、住民の方が上手くできる地域福祉と乖離

◆WGの視点

- ・地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーターの雇用は市・市社協等が行うことも視野に入れ、責任をもって地域福祉を推進する。
- ・住民は、地域福祉の推進に生活者としての立場から参加・協力し、無理のない範囲で実践する。
- ・地域福祉ワーカーが住民自治協議会業務の手伝いなどを行っている場合に考慮する。

5

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務についての方向性(案)

- 1 地域福祉ワーカーが兼務する生活支援コーディネーター(※)業務は、兼務を解き、行政で担うことが適当である。

※ 生活支援コーディネーターは、介護予防活動等に必要な資源開発やネットワーク構築等を担う専門性の高い役割

- 2 生活支援コーディネーター業務は、国が推進するスキームを踏まえ、地域包括支援センターへ市が委託する。
- 3 地域福祉ワーカーの雇用は、引き続き、住民自治協議会が行う。住民自治協議会が行う地域福祉事業に対する市の財政支援は、現状と同等に継続すべきである。
- 4 地域福祉ワーカーは、現在の地域福祉の役割を引き続き担い、生活支援コーディネーターと連携して地域福祉を推進する。

回数	開催日	主な議題等
第1回	令和6年5月20日	市からの“たたき台”を示して意見交換
第2回	令和6年7月22日	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーターの業務について意見交換
—	令和7年2月	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG（中間報告）
第3回	令和7年9月29日	地域福祉ワーカーの今後の方向性について意見交換
第4回	令和7年11月7日	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務についての方向性(案)について最終確認

7

住民自治リフレッシュプロジェクト
地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務ワーキンググループ

第三地区住民自治協議会事務局長
古牧地区住民自治協議会会長
浅川地区住民自治協議会事務局長
若槻地区住民自治協議会事務局長
松代地区住民自治協議会事務局長
大岡地区住民自治協議会事務局長
中条地区住民自治協議会事務局長
長野市保健福祉部福祉政策課長
長野市保健福祉部地域包括ケア推進課長
長野市社会福祉協議会地域福祉課長
長野市地域・市民生活部地域活動支援課長
長野市地域・市民生活部地域活動支援課専門員
長野市地域・市民生活部若穂支所長
長野市地域・市民生活部更北支所長

（事務局：長野市 地域・市民生活部 地域活動支援課）

8